決済用総合口座取引規定

１．（決済用総合口座取引）

（１）次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

①決済用普通預金

②自由金利期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）、自由金利型定期預金および変動金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③第２号の定期預金を担保とする当座貸越

（２）決済用普通預金については、単独で利用することができます。

（３）第１項第１号から第２号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

２．（取扱店の範囲）

（１）この決済用普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当行へお届けされた印影（または暗証番号）と払戻請求書等に押印された印鑑（または暗証番号）との照合手続きを受けたものにかぎり払戻しいたします。

（２）定期預金の預け入れは一口１万円以上（ただし、中間利息定期預金を除きます。）、自由金利型定期預金（M 型）および自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額とし、これらの預金の預け入れ・記帳は当行本支店窓口および ATM で、解約・繰越等は当行本支店窓口で取扱います。

３．（定期預金等の自動継続）

（１）定期預金等は、満期日に前回と同一の預金に自動的に継続します。ただし、自由金利期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に自由金利期日指定定期預金として継続します。

（２）継続された定期預金についても前項と同様とします。

（３）継続を停止するときは、満期日前日（継続をしたときはその満期日前日）までにその旨を申し出てください。ただし、自由金利期日指定定期預金については、通帳記載の最長預入期限前日（継続をしたときはその最長期限日前日）までにその旨を申し出てください。

４．（証券類の受け入れ）

（１）決済用普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする手形および当行を支払人とする小切手についても受け入れません。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人)、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
（３）証券類のうち、裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続きを済ませてください。
（４）手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
（５）証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

５．（振込金の受け入れ）

（１）この預金口座には為替による振込金を受け入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
（２）前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
（３）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取消します。

６．（受入証券類の決済・不渡り）

（１）決済用普通預金に証券類を受け入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
（２）受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、決済用普通預金については、その金額を決済用普通預金元帳から引落したうえ、その証券類は当店で返却します。
（３）前項の場合には、あらかじめ書面により依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

７．（預金の払戻し）

（１）決済用普通預金を払戻しまたは定期預金の解約、書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。
（２）前項に定める決済用普通預金の払戻し手続きにおける記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（３）第１項および第２項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

（４）第２項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（５）決済用普通預金から各種料金の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。

（６）決済用普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

（７）第１項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

８．（支払機での通帳による預金の払戻し）

通帳による預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用します。

（１）キャッシュカードの発行のある預金者に限り、当行の現金自動預入支払機（以下（預入支払機）といいます。）を利用してこの通帳により預金の払戻しができます。ただし、暗証番号のある通帳紛失の届出を受けたときは、直ちに預入支払機での通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。また、キャッシュカード紛失の届出を受けたときは、直ちに預入支払機でのキャッシュカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

（２）預入支払機を使用して預金を払出すときは預入支払機に通帳を挿入し、暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

（３）停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いはできません。

（４）暗証を変更するときは、当行所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

（５）当行の預入支払機により電磁的記録によって通帳を確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをした場合には、通帳または暗証につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について当行は責任を負いません。

（６）記帳行が満行となった通帳では、本取引による預金の払戻しはできません。この場合は窓口に申し出て新しい通帳の交付を受けた後に第２項の操作をしてください。

９．（定期預金の支払時期等）

（１）定期預金は、継続停止の申し出があったときに、満期日以降に支払います。

（２）①自由金利期日指定定期預金は、前項にかかわらず、次に定める満期日以後に支払います。

A. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日、継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

B. 継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき、（次号により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

②指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

③継続停止の申し出がない場合、自由金利期日指定定期預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前号により満期日の指定がなかったものとされたときはその預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

１０．（当座貸越）

（１）決済用普通預金について、その残高をこえて、払戻しの請求または各種料金等の自動支 払の請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、決済用普通預金へ入金のうえ払戻し、または自動支払いします。

（２）前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の 90%（千円未満は切捨てます。）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。

（３）第１項による貸越金の残高がある場合には、決済用普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記の貸越金の利息等の条項を適用し貸越利率の高い順にその返済にあてます。

１１．（即時支払）

（１）次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払いの停止または破産、民事再生の各手続開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③第 13 条第 1 項第 2 号により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

（２）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②その他当行の債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

１２．（貸越金の担保）

（１）この取引に定期預金があるときは、その合計額について 334 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

（２）この取引に定期預金があるときは、後記の貸越金の利息等の条項を適用し貸越利率の低いものから順次担保とします。なお貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

（３）①貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、第 10 条第 2 項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに、新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまでは前号の（仮）差押にかかる定期預金等についての担保権は引続き存続するものとします。

１３．（貸越金の利息等）

（１）①貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ決済用普通預金残高から引き落しまたは、貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は担保となる定期預金利率に当行所定の利率（0.5%）を加えた利率とします。

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

（２）当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.6%（年 365 日の日割り計算）とします。

１４．（利息）

（１）決済用普通預金には利息をつけません。

（２）定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に決済用普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

（３）前各項の各利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なお、定期預金の利率を変更した場合には、新利率は変更日以後に継続される定期預金から適用します

１５．（差引計算等）

（１）この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

（２）前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

１６．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヵ月を経過した場合（１ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります

④ この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日

１７．（休眠預金等代替金に関する取扱）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

１８．（未利用口座管理手数料）

（１）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

（２）この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

（３）この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き落しを開始することができるものとします。
また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落しが不能となった口座については、残高全額を未利用口座管理手数料として充当し、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。

（４）一旦引き落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

以上

（令和８年９月１５日現在）